

清瀬市 固定資産税関係各種証明書・閲覧における手数料一覧

	手数料	記載事項	
◆名寄台帳の写し◆ <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該年度の初日（4月1日）から取得可能となります。 当該年度の初日が土日の場合には、翌月曜日から取得可能となります。 ○ 当該年度の賦課期日の所有者のみ取得可能となります。 	300 円/名義	●土地 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・登記地目 ・現況地目 ・課税地積 ・土地用途等 ・生産緑地指定 ・住宅用地内訳 ・前年度固定資産税課税標準額 ・前年度都市計画税課税標準額 ・負担水準 ・宅地認定区分 ・戸数 ・都市区分 ・評価額 ・軽減税額 ・固定資産税課税標準額 ・都市計画税課税標準額 ・固定資産税相当税額 ・都市計画税相当税額 ・区分所有物件における持分（区分所有物件のみ） 	●家屋 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・家屋番号 ・課税床面積（1階） ・課税床面積（全体） ・用途 ・種類 ・構造主体 ・屋根 ・軽減床面積 ・階層（地上） ・階層（地下） ・新築または増築の区分 ・都市区分 ・評価額 ・軽減税額 ・固定資産税課税標準額 ・都市計画税課税標準額 ・固定資産税相当税額 ・都市計画税相当税額
◆評価証明書◆ <ul style="list-style-type: none"> ○ 1枚につき5筆・5棟までの記載となります。 ○ 当該年度の初日（4月1日）から取得可能となります。 当該年度の初日が土日の場合には、翌月曜日から取得可能となります。 ○ 土地の評価証明書においては、現況地目が宅地以外または非課税宅地のみ「近傍宅地㎡当たり単価」を記載します。 ○ 当該年度の所有者のみ取得可能となります。 	300 円/枚	●土地 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・登記地目 ・現況地目 ・現況地積 ・評価額 ・区分所有物件における持分（区分所有物件のみ） 	●家屋 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・家屋番号 ・種類 ・構造主体 ・屋根 ・階層 ・課税床面積 ・評価額
◆課税台帳登録証明書◆ <ul style="list-style-type: none"> ○ 1枚につき5筆・5棟までの記載となります。 ○ 当該年度の初日（4月1日）から取得可能となります。 当該年度の初日が土日の場合には、翌月曜日から取得可能となります。 ○ 当該年度の所有者のみ取得可能となります。 	300 円/枚	●土地 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・登記地目 ・現況地目 ・評価額 ・現況地積 ・固定資産税課税標準額 ・都市計画税課税標準額 ・区分所有物件における持分（区分所有物件のみ） 	●家屋 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・家屋番号 ・種類 ・構造主体 ・屋根 ・階層 ・評価額 ・課税床面積 ・固定資産税課税標準額 ・都市計画税課税標準額
◆公課証明書◆ <ul style="list-style-type: none"> ○ 1枚につき5筆・5棟までの記載となります。 ○ 当該年度の賦課決定日（5月1日）から取得可能となります。 当該年度の賦課決定日が土日の場合には、翌月曜日から取得可能となります。 ○ 当該年度の賦課期日の所有者のみ取得可能となります。 	300 円/枚	●土地 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・登記地目 ・現況地目 ・評価額 ・現況地積 ・固定資産税課税標準額 ・都市計画税課税標準額 ・固定資産税相当税額 ・都市計画税相当税額 ・区分所有物件における持分（区分所有物件のみ） 	●家屋 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・家屋番号 ・種類 ・構造主体 ・屋根 ・階層 ・評価額 ・課税床面積 ・固定資産税課税標準額 ・都市計画税課税標準額 ・固定資産税相当税額 ・都市計画税相当税額
◆家屋滅失確認証明書◆ <ul style="list-style-type: none"> ○ 1枚につき1棟分の記載となります。 ○ 「滅失年月日」には、清瀬市で把握している場合に記載され、把握していない場合には「年月日不詳」と記載されます。 	300 円/件	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・種類 ・構造 ・床面積（1階、1階以外、合計 の計3種） ・家屋番号 ・滅失理由 ・滅失年月日 	
◆住宅用家屋証明書◆ <ul style="list-style-type: none"> ○ 新築・取得した家屋の分類によって、申請の際に必要な添付書類が異なりますので、不明な点がございましたらお問い合わせください。 	1,300 円/件	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法施行例の第41条または第42条第1項に基づく、当該家屋の分類 ・新築年月日または取得年月日 ・申請者住所 ・申請者氏名 ・家屋の所在地 ・取得の原因（移転登記の場合のみ） 	
◆公図の写し◆ （不動産登記法第14条の地図に準ずる図面） <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容は、取得される年度の「賦課期日時点」のものとなります。 ○ 縮尺は「600分の1」です。 ○ 更新のため、毎年3月下旬～4月中旬は利用不可となりますのでご了承ください。 	300 円/枚		
◆過去の登記に用いられた地積測量図の閲覧◆ （清瀬市役所に備えのあるものに限る） <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請の際には、必要とする測量図の登記年月日および申請者を明らかにしてください。 ○ 必要とする測量図の登記年月日・申請者が不明の場合は、土地台帳を閲覧していただく必要があります（別途300円がかかります）。 ○ 閲覧の結果、希望の測量図がない場合もありますが、それでも閲覧の手数はかかりますのでご了承ください。 	300 円/簿冊		
◆過去の登記に用いられた地積測量図の写し◆ （清瀬市役所に備えのあるものに限る） <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請の際には、必要とする測量図の登記年月日および申請者を明らかにしてください。 ○ 必要とする測量図の登記年月日・申請者が不明の場合は、土地台帳を閲覧していただく必要があります（別途300円がかかります）。 	300 円/件		
◆土地・家屋台帳の閲覧◆ <ul style="list-style-type: none"> ○ 法務局（登記所）にある不動産登記の情報が記されています。 ○ 登記した内容の反映までに時間がかかるため、場合によっては台帳に最新の情報が記されていないこともありますので、ご了承ください。 	300 円/簿冊	●土地 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・登記地目 ・登記地積 ・沿革（表示異動事由） ・登記年月日（権利異動におけるもの） ・所有者（共有の場合は、各持分も記載） ・所有者住所（登記時点のもの） 	●家屋 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・家屋番号（未登記家屋の場合は未記入） ・登記床面積および現況床面積（1階部分、1階以外、合計 の計3種） ・沿革（表示異動事由） ・登記年月日（権利異動におけるもの） ・所有者氏名（共有の場合は、各持分も記載） ・所有者住所（登記時点のもの） ・種類（登記によるものと現況によるもの） ・構造（登記によるものと現況によるもの） ・屋根（登記によるものと現況によるもの） ・階層（登記によるものと現況によるもの）
◆土地・家屋台帳登録証明書◆	300 円/枚	●土地 <ul style="list-style-type: none"> ・土地台帳と同じ 	●家屋 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋台帳と同じ
◆固定資産課税台帳に登録されていないことの証明書◆ （無資産証明書）	300 円/名義		
◆所在証明書◆ <ul style="list-style-type: none"> ○ 1枚につき5筆・5棟までの記載となります。 	300 円/枚	●土地 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・登記地目 ・現況地目 ・現況地積 ・区分所有物件における持分（区分所有物件のみ） 	●家屋 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・家屋番号 ・種類 ・構造主体 ・屋根 ・階層 ・課税床面積